

経営管理権集積計画の公告

下記の森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記の場所において縦覧に供する。

令和6年（2024年）3月29日

小樽市長 迫 俊 哉



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

No.	所 在	森林面積	森林所有者件数	筆数	経営管理権の始期	整理番号
1	小樽市塩谷3丁目	1.80ha	1件	1筆	2024年3月29日	集1
2	小樽市塩谷3丁目	0.60ha	1件	1筆	2024年3月29日	集2
3	小樽市塩谷3丁目	1.12ha	1件	2筆	2024年3月29日	集3
4	小樽市塩谷3丁目	0.08ha	1件	1筆	2024年3月29日	集4
5	小樽市朝里川温泉1丁目	1.20ha	6件	1筆	2024年3月29日	集5

2 縦覧場所

- 小樽市産業港湾部農林水産課
(小樽市花園2丁目12番1号 市役所別館4階)
- 小樽市ホームページ

3 権利の設定

本公告により、対象森林の経営管理権が小樽市に設定されるとともに、経営管理受益権が森林所有者に設定される。